

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

ネット時代の商品情報過多で迷い O2Oで実店舗や店員に信頼度増す

今回で6回目となった野村総合研究所(東京都)の「生活者1万人アンケート」は、訪問留置法で生活価値観や消費実態を尋ねるやり方で、その結果の要旨は次の3点。

- 1、低価格志向より「品質」「自身のこだわり」「安全性」の付加価値重視へ
- 2、情報が氾濫する中で信頼できる商品・サービスを選びたいとする傾向が拡大
- 3、ネットショッピングが拡大する一方で、店舗チャネルの役割も重視

注目はネットで買い物をする人の変化だ。ネットショッピング利用者の割合は38.0%だが、中でも30代の利用者の割合が大幅増で58.2%になるなど購入チャネルの主力に定着した。

しかし「ふだんの商品情報の手段」は、「お店(店頭・店員)」を情報源とする割合が、2009年と2012年を比較すると上昇している。特に男性では30代(AV機器・情報家電の場合)、女性では20代(化粧品の場合)で上昇割合が高い。ネット活用の若年層で、店頭・店員からの情報を重視する傾向が強まっている。

このことは、最近O2O(オーツーオー)と呼ばれるEC(電子商取引)でのビジネスモデルの方向性に通じる結果として大変興味深いという。情報過多の時代になっている現在、オンライン(ネット)とオフライン(実店舗チャネル)を適切に組み合わせながら、信頼できる情報を生活者に提供していくことが販売戦略に求められている。

税務会計

事業所税の従業者割の非課税年齢 本年4月1日から65歳に引上げ

本年4月1日から、事業所税の従業者割の非課税対象年齢が65歳以上に引き上げられるので注意が必要だ。2004年の高年齢者雇用安定法の改正により、2006年4月1日から、65歳未満の定年の定めを規定している会社は、65歳までの雇用を確保するため、(1)定年の引上げ、(2)定年の定め廃止、(3)継続雇用制度の導入、のいずれかの雇用確保措置を講じなければならなくなった。

この雇用確保措置の義務化に伴い、2005年度税制改正では、障害者及び年齢60歳以上の者に対する事業所税の従業者割に係る非課税措置が見直され、従業者割が非課税となる高齢者の年齢が65歳以上とされた。ただし、年金支給開始年齢の引上げ時期に連動し段階的に雇用確保措置が62歳以上、63歳以上、64歳以上と義務化される年齢に合わせ、非課税対象年齢も段階的に引き上げられる経過措置が適用される。

つまり、最終的に2013年4月1日以後開始する法人の事業年度または個人の年分から「65歳以上」に引き上げられることとなったわけだ。

事業所税の従業者割は、東京都の特別区など同一指定都市等の区域内で雇用している従業者数が100人を超える場合に、従業者の給与総額を課税標準として税率0.25%で課税される。ただし、高齢の従業者については、免税点である100人の判定の際、従業者数から除外できる非課税規定が設けられている。この対象が、今年4月1日以降は「65歳以上」の高齢従業者に限られることになった。

今週のキーワード

O2O
(オーツーオー)

Online to Offlineの略。オンライン(インターネット)の情報がオフライン(実際の店舗チャネル)の購買活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促すマーケティング施策を伴うビジネスモデルの考え方をいう。ICTの利用が進み、インターネットを活用したオンラインでの購買が進む一方で、インターネット上に情報が氾濫した結果、判断に迷う生活者が「お店」に回帰し、店頭・店員から情報を得るといった行動をとるようになってきているとみられると分析する。